

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 17 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 橋本 秀彦

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

財政的援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

### 2. 監査の対象部課等

大磯コネクト(大磯港賑わい創出施設管理)

指定管理者：株式会社田園プラザ川場

所管部課：産業環境部産業観光課

### 3. 監査の範囲及び事務

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）に執行された公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務の執行及び所管部課における当該指定管理に関する事務

### 4. 監査の実施期間

令和 7 年 8 月 26 日から令和 7 年 10 月 10 日まで

### 5. 監査の方法及び監査項目

令和 7 年度大磯町監査基本計画に基づき、協定等に基づき施設の管理や事業が実施されたか、事業報告や収支報告等が適正であったかなどを主眼に、指定管理者及び所管課から監査説明書、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員からの説明聴取、現地調査により監査を実施した。

### 6. 指定管理の概要

#### (1) 指定管理期間

指定管理業務の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 年間

#### (2) 指定管理料

なし

### 7. 監査結果

指定管理に係る出納、その他の事務の執行及び所管部課における当該指定管理に関する事務について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

#### 〔意見〕

#### (1) 指定管理者

基本協定書によれば、指定管理業務の収入について、別口座で管理しなけれ

ばならないこととなっておりますが、一部の収入が、本社へ入金されてきました。また、税理士による書類審査では、「概ね適正に処理されている。」との講評を得ておりますが、「貸借対照表を作成することが望ましい」との説明を受けておりますので参考にしてください。

(2) 所管課

現在、定例会を実施していますが、今後も所管課と指定管理者とで協議を重ね、より良い運営を進めてください。